平成２２年（フ）第４９２号
香川県高松市国分寺町柏原413番地８
破産者　澁川　早苗（旧姓竹本）
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４９３号
香川県高松市木太町3102番地５　グラスガーデンＢ―102、開始時住所香川県高松市木太町3145番地５
破産者　佐野峰亜也子
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８号
香川県仲多度郡琴平町苗田1164番地２
破産者　林　廣子
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１７５号
香川県善通寺市生野本町２丁目２番12号
破産者　伊東　元子
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２号
愛媛県大洲市蔵川甲377番地
破産者　石住　雅人
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２１号
長崎県対馬市美津島町鴨居瀬370番地８
破産者　勝見實知子（旧姓斉藤）
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
熊本県菊池市下河原4734番地
破産者　佐藤　正行
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
熊本県天草郡苓北町都呂々18番地52
破産者　大﨑　有紗
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１０９号
大分県中津市大字島田134番地５
破産者　坂本菜穂子
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８号
大分県中津市大字蛎瀬726番地１、住民票上の住所大分県中津市耶馬溪町大字金吉2631番地
破産者　末國　太一
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町502番地ロ
破産者　押川健一郎
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田6160番地３
破産者　末綱　忠男
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１７号
宮崎市大字富吉4325番地
破産者　野田　里恵
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３５号
宮崎県児湯郡新富町富田東２丁目13番地
破産者　久保田美子
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５６号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣2050番地８
破産者　中村　美穂（旧姓勝吉）
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６９号
宮崎市恒久５丁目７番地９
破産者　岡本真由美
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９号
沖縄県宮古島市城辺字友利1417番地２　市営仲原団地101
破産者　益田　広美
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第３０号
沖縄県宮古島市平良字西里1115番地６　中央アパート203号
破産者　喜友名和枝
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

更生計画認可

平成２２年（ミ）第３号
兵庫県加東市栄枝字ヨリフジ405
更生会社　日本グリーン開発株式会社
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　会社分割
第１節　新設分割
更生会社は、更生計画の定めるところにより、新たに設立する株式会社アコーディアＡＨ30（以下、「設立会社」という。）に、更生会社が経営するゴルフ場運営事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行う。
第２節　分割条項
１　設立会社の定款記載事項
設立会社の目的、商号および発行可能株式総数その他設立会社の定款で定める事項は、別表10「株式会社アコーディアＡＨ30定款」に記載のとおりとする。
設立会社の本店所在地は東京都渋谷区渋谷二丁目15番１号渋谷クロスタワーとする。
２　設立会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名（省略）
３　承継する資産、債務その他の権利義務
設立会社は、更生会社から、本件分割により、別表11「承継権利義務明細表」記載のとおりの資産、債務その他の権利義務（以下、「本権利義務」という。）を承継する。更生会社から設立会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
４　設立会社の新株の発行
設立会社は、本権利義務に代えて、会社分割に際して普通株式200株を発行し、すべての株式を、更生会社に対して交付する。
５　設立会社の資本金および準備金の額に関する事項
設立会社の設立時の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。
①　資本金　1000万円
②　資本準備金　０円
６　設立会社の成立の日
設立会社の設立の登記をすべき日（以下、「設立会社の成立の日」という。）は、更生計画認可決定の確定の日から１か月を経過する日までとする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、管財人が、裁判所の許可を得て、これを変更することができる。
７　競業避止義務
更生会社は、設立会社の成立の日以降において、本件事業と競合する事業を行うことができない。